



宮 崎 県 公 報

令和元年10月31日(木曜日) 第52号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 1
- 保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明
について……………(“) 2
- 鳥獣保護区の更新(8件)……………(“) 2
- 鳥獣保護区の解除(2件)……………(“) 4
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定……………(“) 4

頁

○道路の区域の変更……………(道路保全課) 5

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 5
- 公共測量の実施の通知……………(管理課) 5

人事委員会規則

- 人事委員会事務局長委任規則の一部を改正する
規則……………6
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………6
- 会計年度任用職員の給与等に関する規則……………7
- 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準を
定める規則……………9

告 示

宮崎県告示第 489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510900071	就労継続支援A型 えびの事業所	えびの市大字永山 字荒牟田 603番地 2	特定非営利活動法 人就労支援センタ ーさくら	北諸県郡三股町大 字樺山4851番地8	令和元年10月15日	就労継続支援A 型

宮崎県告示第 490号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字三
挺弓2826-1、2826-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

する。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 491号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字尾藪
4046-1、4046-3、4046-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 492号

保安林の指定施業要件の変更(令和元年農林水産省告示第 900号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

- (1) 宮崎市役所
三舂木海、春田助男
- (2) 小林市役所
鶴戸宇助、遠日塚進、佐藤美津子、松ヶ迫俊光、森岡勇助、青木友吉、中ノ神清助、木切倉覺、川崎俊男
- (3) 国富町役場
池田近

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和元年農林水産省告示第 900号によること。

宮崎県告示第 493号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成21年宮崎県告示第 701号で指定した高才原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

高才原鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

町道山王原18号線と主要地方道都城北郷線との交点を起点とし、同所から町道山王原18号線を北西に進み町道病院通り線との交点に至り、同所から病院通り線を北に進み町道下新山王原3号線との交点に至り、同所から町道下新山王原3号線を北東に進み町道下新山王原1号線との交点に至り、同所から町道下新山王原1号線を北西に進み主要地方道都城東環状線との交点に至り、同所から主要地方道都城東環状線を北に進み都城市と三股町の市町境との交点に至り、同所から市町境を北東に進み国道 269号との交

点に至り、同所から国道 269号を北東に進み町道高木・餅原・市場線との交点に至り、同所から町道高木・餅原・市場線を南東に進み町道蓼池南・三原3号線との交点に至り、同所から町道蓼池南・三原3号線を南東に進み町道勝岡・蓼池線との交点に至り、同所から町道勝岡・蓼池線を南に進み町道餅原線との交点に至り、同所から町道餅原線を北東に進み町道櫛田山田田上線の交点に至り、同所から町道櫛田山田田上線を南に進み主要地方道都城北郷線との交点に至り、同所から主要地方道都城北郷線を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、地元自治体や鳥獣保護管理員と協力し、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 494号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成21年宮崎県告示第 703号で指定した小山田鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

小山田鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市高岡町下倉永字荒瀬に所在する国道10号線と県道高岡郡司分線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み市道矢渡線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道日南高岡線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み大の丸橋を経て県道赤谷橋山線との交点に至り、同所から同県道を東に進み国道10号線との交点に至り、同所から同国道を東に進み市道花見1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道10号線との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 495号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成21年宮崎県告示第 705号で指定した大塚原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

大塚原鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

小林市野尻町大字東麓字迫分に存する国道 268号線と主要地方道高原野尻線との交点を起点として、同国道を西に進み野尻中学校通学道に至り、同所から同通学道を約 500m南に進み西下の田圃に通ずる小道に至り、同所から同小道を下り用水路に至り、同

所から同用水路を約400m南に進み主要地方道高原野尻線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、定期的な巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第496号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成21年宮崎県告示第706号で指定した高房台鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

高房台鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市高岡町五町に所在する楠見林道と454メートルの三角点五町から約500m北の稜線へ登る歩道との交点を起点とし、同所から同歩道を北西に進み稜線に至り、同所から同稜線を北に進み仁田尾小谷川支流との交点に至り、同所から同河川を北に進み小谷との交点に至り、同所から同小谷を北東に進み稜線に至り、同所から同稜線を北西に進み標高281メートルのピークに至り、同所から同尾根を北に進み仁田尾小谷川との交点に至り、同所から谷を北西に進み送電線鉄塔に至り、同所から管理道を北東に進み楠見林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み森林空間利用林との交点に至り、同所から同利用林境を南東に進み楠見林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み南部に位置する森林空間利用林との交点に至り、同所から同利用林境を南に進み楠見林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第497号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成21年宮崎県告示第707号で指定した高塚山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

高塚山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西都市大字穂北の杉安井堰と一ツ瀬川右岸との交点を起点とし、同所より一ツ瀬川右岸堤防を北西に進み杉安用水路との交点に至り、同所より同水路を南に進み国道219号との交点に至り、同所より同国道を北西に進み杉安橋を経て杉安発電所に至り、同所

から稜線を北東に進み、201林班と高塚林道との交点に至り、同所より200林班と201林班の境界を東に進み202林班との交点に至り、同所より200林班と202林班の境界を北東に進み203林班との交点に至り、同所より202林班と203林班の境界を南東に進み県道杉安高鍋線との交点に至り、同所より同県道を東に進み瀬江川との交点に至り、同所より瀬江川右岸を南西に進み一ツ瀬川左岸との交点に至り、同所より一ツ瀬川左岸を西に進み県道東郷西都線との交点に至り、同所より穂北橋を南に進み一ツ瀬川右岸との交点に至り、同所より一ツ瀬川右岸を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、鳥獣の生息に影響のない範囲で森林公園内における自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第498号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成21年宮崎県告示第708号で指定した京町鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

京町鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

えびの市大字亀沢に所在する市道亀沢・岡松流線の亀沢橋北詰を起点とし、同所から同市道を南東に進み国道268号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み市道790号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み国道268号線との交点に至り、同所から同国道を北に進み市道下島内西通線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み農道島内耕地6号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み川内川左岸に至り、同所から川内川を北西に200m進んだ川内川右岸地点に至り、同所から農道島内耕地2号線に向かう方向に直線で200m進んだ地点に至り、同所から直線で川内川と湯の川との合流点に至り、同所から湯の川を北西に進み市道水流日の丸橋線との交点(日の丸橋)に至り、同所から同市道を南西に進み国道447号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み県道木場吉松えびの線との接点に至り、同所から同県道を南西に進み鹿児島県境との接点に至り、同所から同県境を南東に進み川内川右岸との交点に至り、同所から同右岸を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、定期的な巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第499号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成21年宮崎県告示第709号で指定した七ツ山小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
七ツ山小学校鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

諸塚村大字七ツ山字尾平に所在する七ツ山小学校入り口を起点とし、同所から村道大白尾宮の元線を西北西に約100メートル進み北東からおりてくる稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東及び東に進み標高700メートルの地点に至り、同所から等高線に沿って東及び南南東に約300メートル進み南北に連なる稜線との交点に至り、同所から同稜線に沿って南及び西南西に約500メートル進み村道大白尾宮の元線との交点に至り、同所から同村道を西北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、地元自治体や鳥獣保護管理員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第500号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成21年宮崎県告示第710号で指定した掃部岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
掃部岳鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

西都市と西米良村との境界上の掃部岳（標高1,223メートル）の頂上を起点とし、同所より同境界を南東に進み国富町との境界に至り、同所より国富町と西米良村との境界を西に進み綾町との境界に至る。同所より綾町と西米良村との境界を西に進み小林市須木との境界に至り、同所より小林市須木と西米良村との境界を北西に進み袖園巡視道に至る。同所より同巡視道を北に進み西米良村界との分岐点を経て三角点（標高1,086メートル）に至り、同所より尾根道を東に進み西米良村所在の西都児湯森林管理署横野国有林134林班界に至る。同所より同林班界を北に進み河の口谷支流に至り、同所より同支流を東に進み蛇籠川に至る。同所より同川を東北（下流）に進み西都市との境界に至り、同所より同境界を南に進み三角点（標高1,065メートル）を経て起点に至る線で囲まれた区域並びに西都市所在の西都児湯森林管理署前ノ谷国有林99林班から109林班までの区域並びに国富町所在の宮崎森林管理署が所管する国有林2163、2169及び2170の各林班の区域並びに綾町所在の宮崎森林管理署が所管する国有林2142及び2143の各林班の区域並びに小林市須木所在の宮崎森林管理署が所管する2134から2138までの各林班の区域並びに小林市須木大字中原に所在する国道265号と県道田代八重綾線との交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み小林市須木と西米良村との境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み宮崎森林管理署が所管する国有林2128、2127及び2138の各林班の交点に至り、同所から南西に進み同国有林2127から2121の各林班と同国有林2138、2137、2135及び2134の各林班との境界線沿いを進み綾北川左岸に接する地点に

至り、同所から直線で南西へ進み国有林北浦林道と県道田代八重綾線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、定期的な情報交換を行い、鳥獣の生育環境の保持に努める。

宮崎県告示第501号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第8項の規定により、昭和44年宮崎県告示第778号の2で指定した都井中学校鳥獣保護区を次のとおり解除した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
都井中学校鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の解除に係る区域

串間市大字都井の旧都井中学校正門を起点とし、同所から県道都井岬線に沿って東に進み、通称亀を首峠に至り、同所から西方に連なる稜線にある山道に沿って西に下り、市道宮原毛久保線に達し、同所から同市道に沿って北に進み、県道都井岬線との交差点に至り、同点から右に県道沿いに進み起点に至る線で囲まれた区域

宮崎県告示第502号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第8項の規定により、平成11年宮崎県告示第954号で指定した鹿遊鳥獣保護区を次のとおり解除した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
鹿遊鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の解除に係る区域

児湯郡木城町大字石河内に所在する主要地方道東郷西都線の戸崎橋西詰めを起点として、同所から小丸川右岸を南東に進み九州電力石河内第2発電所に至り、同所から鹿遊国有林260林班に小班と民有地の境界線に沿って南西に進み同国有林の260林班と262林班の林班界に至り、同所から同林班界を南西に進み大瀬内林道鶴懐支線との交点に至り、同所から同支線を南西に進み大瀬内林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み同国有林の265林班と266林班の林班界に至り、同所から同林班界を西に進み木城町と西都市との境界線に至り、同所から同境界線を北西に進み大瀬内山を経て通称サンボに至り、同所から稜線を北東に進み大瀬内谷川との交点に至り、同所から山腹を北東に進み同国有林の256林班と257林班の林班界に至り、同所から同林班界を北東に進み小丸川右岸との交点に至り、同所から同右岸を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

宮崎県告示第503号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定した。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 特別保護地区の名称
掃部岳鳥獣保護区特別保護地区
- 特別保護地区の区域
西都市所在の西都児湯森林管理署前ノ谷国有林 102林班及び 106林班の各林班並びに、107林班ろ小班及び 108林班ろ小班及び 児湯郡西米良村所在の西都児湯森林管理署横野国有林 134林班並びに、東諸県郡国富町所在の宮崎森林管理署茶臼岳国有林2163林班は、に、およびへの各小班並びに2170林班の区域一円
- 特別保護地区の存続期間
令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- 特別保護地区の保護に関する指針
国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 504号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月31日から同年11月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
355	県道	旭村木脇線	東諸県郡国富町大字三名字堂ヶ峯 2725番 1 地	旧	12.6～22.5	26.8
			先から同郡同町同大字同字2725番 1 地先まで	新	23.5～32.1	

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ 柳丸店
宮崎市柳丸町 388番 7 外 8 筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和 2 年 6 月 17 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,424㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 59台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側(駐輪場No.1) 6台
建物西側(駐輪場No.2) 6台
合計 12台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 60㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地東側 6.96㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日
令和元年10月16日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
令和元年10月31日から令和 2 年 3 月 2 日まで
- 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - 期間
令和元年10月31日から令和 2 年 3 月 2 日まで
- 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局九州技術事務所長から次のとおり通知があった。
令和元年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

九州南部地区航空レーザ 測量業務

2 作業地域

宮崎県内の直轄国道

3 作業期間

令和元年10月11日から令和2年2月20日まで

人事委員会規則

人事委員会事務局長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第4号

人事委員会事務局長委任規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長委任規則(昭和26年人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 事務局長に委任する事項は、次のとおりである。 (1)～(5) [略] (6) <u>法第22条</u> の規定に基づく職員の臨時的任用に関すること。	第2条 事務局長に委任する事項は、次のとおりである。 (1)～(5) [略] (6) <u>法第22条の3</u> の規定に基づく職員の臨時的任用に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第5号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和45年人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条及び第17条から第22条まで(これらの規定のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第7条の表の上欄に掲げるものについては、同条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (選考により採用する職) 第18条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。 (1)～(7) [略] (条件付採用の期間) 第39条 条件付採用の期間は、 <u>第40条及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第12条第1項</u> に規定する場合を除き、任命の日から起算して6月間とする。	(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条及び第17条から第22条の3まで(これらの規定のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第7条の表の上欄に掲げるものについては、同条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (選考により採用する職) 第18条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>法第22条の2第1項</u> に規定する会計年度任用職員(以下「 <u>会計年度任用職員</u> 」という。)の職 (条件付採用の期間) 第39条 条件付採用の期間は、 <u>次条、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第12条第1項</u> に規定する場合を除き、任命の日から起算して6月間とする。 <u>2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」とする。</u> <u>3 職員の採用は、前2項の条件付採用の期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、期間終了の日の翌日から正式採用になるものとする。</u> (条件付採用の期間の延長) 第40条 [略]

<p>2 [略]</p> <p>(臨時的任用)</p> <p>第41条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>人事委員会の承認を得て、現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)</u>でない者を臨時的に任用することができる。<u>この場合において、第1号の規定に該当する臨時的任用を行おうとするときは、その承認があったものとみなす。</u></p> <p>(1) 災害その他重大な事故のため、採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間、その職を欠員にしておくことができない緊急の<u>場合</u></p> <p>(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する<u>場合</u></p> <p>(3) 当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から第32条第3項の規定による通知を受けた<u>場合</u></p> <p>(臨時的任用の期間の更新)</p> <p>第42条 臨時的任用の期間は、人事委員会の承認を得て、<u>6月を超えない期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。</u></p> <p>(採用についての選考の委任)</p> <p>第44条 人事委員会は、第18条に規定する職のうち次の各号に掲げる職への採用についての選考の実施を任命権者に委任する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の職</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により委任された選考を実施したときは、その結果を人事委員会に報告しなければならない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 <u>会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</u></p> <p>(臨時的任用)</p> <p>第41条 任命権者は、<u>常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)</u>でない者を<u>6月を超えない期間で</u>臨時的に任用することができる。</p> <p>(1) 災害その他重大な事故のため、採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間、その職を欠員にしておくことができない緊急の<u>とき</u>。</p> <p>(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する<u>とき</u>。</p> <p>(3) 当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から第32条第3項の規定による通知を受けた<u>とき</u>。</p> <p>2 <u>前項の規定による臨時的任用については、人事委員会の承認があったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>人事委員会は、第1項の規定により行われた臨時的任用の状況について、任命権者に報告を求めることができる。</u></p> <p>(臨時的任用の期間の更新)</p> <p>第42条 任命権者は、前条第1項の規定により臨時的任用を行った場合において、<u>当該臨時的任用を6月を超えない期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による臨時的任用の期間の更新について準用する。</u></p> <p>(採用についての選考の委任)</p> <p>第44条 人事委員会は、第18条に規定する職のうち次の各号に掲げる職への採用についての選考の実施を任命権者に委任する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>会計年度任用職員の職</u></p> <p>(5) 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の職</p> <p>2 任命権者は、前項(同項第4号及び第5号を除く。)の規定により委任された選考を実施したときは、その結果を人事委員会に報告しなければならない。</p>
---	--

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第39条第1項の改正規定及び第44条第2項の改正規定(同条第1項第5号に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第6号

会計年度任用職員の給与等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮崎県条例第12号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、条例の例による。

(号給加算の特例)

第3条 条例第3条第3項及び第10条第3項の人事委員会規則で定める数は、12以内とする。

2 条例第3条第4項及び第10条第4項の人事委員会規則で定める経験年数は、任用しようとする任命権者(地方公務員法(昭和25年法律

第261号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)における経験年数とする。

3 前項の規定にかかわらず、免許が必要な職種にあっては、当該免許を用いた経験年数とする。

4 条例第3条第4項及び第10条第4項の人事委員会規則で定める数は、前2項の経験年数1年(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき4以内とし、8を上限とする。

(期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるものの範囲等)

第4条 条例第5条第3項の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の任用期間と同一会計年度内における会計年度任用職員及び給与条例等適用職員(以下「会計年度任用職員等」という。)としての任用期間(任命権者を同じくするものに限る。)の合計が6月以上に至ったもの

(2) 6月1日を基準日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員等として任用され、同日の翌日に同じ任命権者にフルタイム会計年度任用職員として任用されたものであって、任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったもの

2 条例第16条第1項の規定により条例第5条の規定を準用する場合の人事委員会規則で定める者は、前項中「フルタイム会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

3 在職期間の通算規定は、任命権者が別に定める。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第5条 条例第7条の人事委員会規則で定める額は、次に掲げる手当の月額合計額とする。

- (1) 初任給調整手当
- (2) 地域手当
- (3) 定時制通信教育手当
- (4) 産業教育手当
- (5) 義務教育等教員特別手当

2 条例第7条の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第4条に規定する祝日法による休日(以下「祝日法による休日」という。)及び年末年始の休日(以下「年末年始の休日」という。)の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬の支給割合)

第6条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第13条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第13条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第13条第3項の人事委員会規則で定める割合は、100分の25とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬の支給割合等)

第7条 条例第14条の人事委員会規則で定める割合は、100分の135とする。

2 条例第14条の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 国の行事が行われる日で人事委員会が指定する日
- (2) 毎日曜日を週休日と定める職員以外の職員にあっては、任命権者が定める週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日又は任命権者により勤務時間が割り振られた日

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額の換算方法)

第8条 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる勤務態様の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 各月毎の勤務日数が一定の場合 基準日が属する月の報酬(条例第16条第2項に規定する期末手当基礎額に算入する報酬に限る。次号において同じ。)としてその者が受けるべき1月分の報酬の額を合計する。
- (2) 各月毎の勤務日数が異なる場合 基準日前6月以内の任用期間(基準日における職と任命権者を同じくする職に係るもの)に限り、月の初日から末日までの間在職している月以外の月は除く。)においてその者が受けた報酬の額を当該任用期間の月数で除し、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。ただし、これによることができない場合は、任命権者が別に定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給日)

第9条 条例第17条第1項の人事委員会規則で定める支給日は、報酬の計算期間の翌月15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日(以下この項においてこれらを「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第10条 第18条第1号の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び年末年始の休日の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間に、人事委員会規則で定める基準に従い任命権者により定められたその者の一週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与等に関し特に必要な場合は、人事委員会が別に定めるところにより、又は任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経験年数の特例)

2 この規則の施行日前において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は改正前の法第22条第2項に規定する臨時的任用職員であった者が、任用する会計年度任用職員の職務と同種であると任命権者が認める職務に在職した年数(当該会計年度任用職員と同一任命権者における年数に限る。)を有する場合は、当該年数は第3条第2項に規定する経験年数とみなす。

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準を定める規則をここに公布する。

令和元年10月31日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第7号

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。)第10条及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号)第4条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間及び休暇に関する基準を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内とする。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

(年次休暇)

第3条 会計年度任用職員の年次休暇は、任用予定期間、勤務日数及び継続勤務期間を考慮して、1年につき20日を超えない日数の範囲内とする。

(年次休暇以外の休暇)

第4条 会計年度任用職員の年次休暇以外の休暇は、条例第5条及び第7条から第8条の3までに規定する休暇のうち、任用予定期間、勤務日数、継続勤務期間、職務の性質等を考慮して任命権者が別に定める有給又は無給の休暇とする。この場合において、当該休暇の期間は、常勤職員に認められている日数又は時間の範囲内とする。

2 任命権者は、語学指導等を行う外国青年招致事業のために設置された会計年度任用職員については、前項の規定にかかわらず、年次休暇以外の休暇について別に定めることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

--	--